

福島県廃棄物処理計画で掲げる施策の取組状況等

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
<p>1 一般廃棄物の処理</p>	
<p>(1) ごみ処理に関する施策</p>	
<p>ア 3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進</p>	
<p>(ア) 意識啓発の推進</p>	
<p>○ 県民、事業者に対するごみの発生抑制、再使用の啓発</p>	<p>(環境共生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ推進デーによるレジ袋削減 ・マイボトル・マイカップ推進キャンペーンの実施 ・事業所と連携した街頭啓発 <p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞、テレビを活用した啓発
<p>○ インターネットやマスコットキャラクターを利用したごみ減量化の啓発</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のHPを活用したごみ減量化の啓発 ・マスコットキャラクターを利用し、スーパー店頭などで街頭啓発
<p>○ 家庭における3Rへの取組意識の普及・啓発</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭参加型事業「資源を大切に チャレンジふくしまごみダイエット！」の実施 ・小学生向けリーフレット教材「ごみダイエットドリル」を製作・配布 ・幼児対象事業「食べ残しゼロ学習会」の開催
<p>○ 環境アドバイザー等の専門家の派遣</p>	<p>(環境共生課：環境創造センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等の講習会や小・中学校等での学習会に環境アドバイザーを派遣した。
<p>○ コミュタン福島での啓発</p>	<p>(環境共生課：環境創造センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示、体験研修講座及びフリーマーケットの開催
<p>(イ) ごみの発生抑制（リデュース）の推進</p>	
<p>○ マイバッグ持参、トレー無し販売等の過剰包装防止、マイ箸、マイカップなどごみ減量化につながる取組の促進</p>	<p>(環境共生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ推進デーによるレジ袋削減 ・マイボトル・マイカップ推進キャンペーンの実施
<p>○ 小売店におけるばら売り・量り売りの普及促進、消費行動見直しの呼びかけ</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食べ残しゼロ協力店・事業所」認定制度の創設・運用 ・小学生向けリーフレット教材「ごみダイエットドリル」を製作・配布

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
○ 家庭や飲食店における食品ロス削減の取組及び生ごみの水切りの徹底によるごみ減量化の普及・啓発	(一般廃棄物課) ・テレビやラジオ、新聞、県HP等を活用した啓発 ・一般家庭参加型事業「資源を大切に チャレンジふくしまごみダイエット！」の実施。 ・小学生向けリーフレット教材「ごみダイエットドリル」を製作・配布 ・幼児対象事業「食べ残しゼロ学習会」の開催
○ ごみ減量化等に係る事業者への普及・啓発	(一般廃棄物課) ・「食べ残しゼロ協力店・事業所」認定制度の創設・運用
○ 福島議定書事業参加事業所による「ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）」取組の促進	(環境共生課) ・84事業所がゼロエミッションの取組を実践
○ 事業所における3R取組促進の参考となる取組モデルの提示	(環境共生課) ・議定書事業の取組項目にプラスチック製品の3Rを追加 ・優良な取組はパンフレットに掲載またはショッピングモール等でパネル展示
(ウ) 再使用（リユース）の推進	
○ リユース・リターナブル製品の製造、販売、使用を促進	(一般廃棄物課) ・福島県分別収集促進計画の策定してHPに掲載し、リユース・リターナブル製品の製造、販売、使用を促進
○ リターナブルびん使用製品を販売している小売店等に、回収の協力を呼びかける。	・実績なし
○ 飲食物を提供するイベント等におけるリユース食器の使用を促進する。	(一般廃棄物課) ・平成27年度に「福島県リユース食器利用促進事業補助金」を創設し、イベント時にリユース食器を賃借する団体に補助金を交付
○ フリーマーケット、リユースショップ利用の促進	(環境共生課) ・福島県環境創造センターをフリーマーケットの会場として主催団体に提供
(エ) 再利用（リサイクル）の推進	
○ 市町村等に対し資源物を分別して出しやすいごみステーションの整備や回収頻度の見直し、公共施設・観光地等における分別回収ボックスの設置等、資源物の適正な分別回収推進対策の実施を促す。	(一般廃棄物課) ・国民参加型プロジェクト「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通して、市町村等に資源物の適正な分別回収体制を整備するよう促した。
○ 市町村等に対し資源物の集団回収活性化対策の実施を促す。	(一般廃棄物課) ・分別収集計画を策定して市町村等に周知し、資源物の集団回収を推進
○ 集団回収の優良取組事例等の紹介を行い、取組意欲の向上を促す。	・実績なし

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
○ 民間業者による回収など、市町村を介さない資源回収状況を把握する。	(一般廃棄物課) ・ H28年度～R元年度における市町村を介さない資源回収量の実態を調査した。調査結果を勘案すると、令和元年度のリサイクル率が8.0ポイント上昇した。
○ 「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の認定・認定製品の積極的な使用	(環境共生課) ・ 累計101製品 (54事業者) を認定 (令和3年4月1日現在) (土木部技術管理課) ・ 「環境にやさしいモデル工事推進事業」で認定製品を積極的に使用
○ グリーン購入の促進、優先購入	(環境共生課) ・ 出納局入札用度課と連携して全庁的にグリーン購入調達を進めた。 ・ 概ね調達目標を達成しているが、自動車、納入印刷物など、調達目標を達成できていない品目がある。
○ 焼却灰の再生利用について、関係者に情報提供し、最終処分量を削減する。	(環境共生課) ・ 焼却灰を原料とした土木用製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として認定し、最終処分量の削減を促進

(オ) 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進

○ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、資源有効利用促進法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法及び建設リサイクル法の各種リサイクル法について、県民、事業者等に周知を図り、法律遵守の啓発・指導を行う。	(一般廃棄物課) ・ 各種会議等において市町村等に情報提供を行い、法令遵守を啓発 (産業廃棄物課) ・ 自動車リサイクル法をHPに掲載して周知 ・ 同法に基づく許可・登録、立入検査を行い、必要な指導を実施 ・ 排出事業者等向けの研修会等で建設リサイクル法を周知 ・ 廃石綿等の適正な処理等について関係部局と連携して指導を実施 (建築指導課) ・ 建設リサイクル法に関するパトロールを実施し、必要な指導を実施
○ 福島県分別収集促進計画 (第7期) を踏まえ、市町村及び関係者と連携し減量化や分別の徹底について普及・啓発を図る。	(一般廃棄物課) ・ テレビ、ラジオ、新聞、県HP等を活用し、ごみ減量化や分別の徹底について普及・啓発
○ 小型家電リサイクル法を県民や事業者等に広く周知し、市町村等による回収体制の整備を促進する。	(一般廃棄物課) ・ 国民参加型のプロジェクトを通して小型家電を回収し、法の目的やその内容について周知するとともに、市町村等に回収体制の整備を促した。

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
(カ) 経済的手法の検討	
○ 市町村等に対し情報提供を行うなどして、ごみ処理有料化の取組を促進する。	(一般廃棄物課) ・平成25年4月に国が示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」などを市町村等に情報提供
○ 効率的なごみ処理事業の促進のため、市町村等に「一般廃棄物会計基準」に基づくコストの把握を促す。	(一般廃棄物課) ・各種会議等において、「一般廃棄物会計基準」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を示し、効率的な運営等を促した。
○ 国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を踏まえたごみの循環的利用や適正処分等の取組を促す。	
イ ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進について	
○ スtockマネジメントの考え方に基づく施設の長寿命化・延命化の手法の導入について、市町村等に情報提供する。	(一般廃棄物課) ・市町村等に「廃棄物処理施設長寿命化総合計画の手引き」や「環境省インフラ長寿命化計画(行動計画)」等を示し、施設の長寿命化・延命化の手法の導入に関する情報提供
○ 広域化計画を踏まえたブロックごとの施設集約の可能性や自区域内で処理を完結できる体制の整備の検討を市町村等に促す。また、処理施設やストックヤードにある程度余裕を持たせるなど、大規模災害への対応を考慮するよう促す。	(一般廃棄物課) ・概ね計画どおり集約化等が図られていること等から、平成29年度に福島県ごみ処理広域化計画が終了となった。 ・国のストックヤード等の整備事業に関する情報提供を行い、災害に備えた施設の整備を促した。
○ 地球温暖化対策への対応に配慮した施設への転換について、国交付金等の活用により整備が進むよう、市町村等に助言等を行う。	(一般廃棄物課) ・各種会議等において、施設を新設又は修繕等する際は、二酸化炭素排出量を抑制した施設を整備するよう助言
○ 住民の理解を深め、施設整備を円滑に進めるため、ごみ処理施設の見学や積極的な情報公開の実施について、市町村等に助言等を行う。	(一般廃棄物課) ・平成29年度まで毎年市町村等を対象とした廃棄物処理施設課題検討会を開催し、住民の理解を得ながら円滑な施設整備を進めるための助言等を行った。
○ 市町村等と連携し、東日本大震災の影響により休止中の施設の早期復旧や、ごみ処理体制の広域的な調整を進め、ごみ処理体制の再構築を図る。	(一般廃棄物課) ・東日本大震災の影響により休止していた資源化施設の復旧に向けて関係市町村等と情報交換 ・避難指示が解除されていない市町村等と帰還後のごみ処理体制の速やかな再構築に向け情報交換 ・概ね計画どおり集約化等が図られていること等から、平成29年度に福島県ごみ処理広域化計画が終了となった。

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
<p>○ ごみ処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の監視指導を実施する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物関係事務処理要領に基づき、施設への立入検査を実施し、排ガスや放流水等の分析調査や施設の維持管理状況の確認を行った。
<p>ウ ごみの適正処理の推進について</p>	
<p>○ 「災害廃棄物対策指針」を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定・見直しを検討する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に「災害廃棄物対策指針」を踏まえた災害廃棄物処理計画を速やかに策定するよう通知 ・未策定の市町村には、降雨量の増加が想定される梅雨期前に災害廃棄物仮置場の候補地の選定や発災時の初動対応の確認を行うよう通知 ・県では、令和3年3月に災害廃棄物処理計画を策定
<p>○ 県民、市町村、事業者と連携し、ごみの不適正処理防止のための環境づくりに努める。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」において、市町村と連携し、街頭啓発活動を行った。
<p>(2) 生活排水処理に関する施策</p>	
<p>ア 生活排水の適正処理の推進</p>	
<p>○ 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備事業を積極的に推進する。また、補助金等、経済的支援も含めた支援策により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置整備事業（個人設置型）、浄化槽市町村整備推進支援事業（市町村設置型）により、合併処理浄化槽の整備を進めた。 <p>(下水道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に下水道の整備を促した。 <p>(農林企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設の整備や改築を行った。
<p>○ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水質保全を図るため、窒素、りんを除去する高度処理型浄化槽の設置を進める。</p>	<p>(水・大気環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度より流域における窒素・りん除去型浄化槽に設置を義務化した。 ・窒素・りん除去型浄化槽の普及・拡大を図るため、設置費用の補助及び浄化槽管理者等へ向けた講習会を開催した。

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
イ 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進について	
<p>○ 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽は、施設や整備する地域の特性に合わせて計画的、効率的に整備する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に県補助金や国交付金等の説明会を毎年開催した。 <p>(下水道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年7月に策定した「ふくしまの美しい水環境整備構想」に基づき、各生活排水処理施設の整備を進めた。 <p>(農林企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設の整備や改築を行った。
<p>○ し尿処理施設について、国交付金等の活用により、計画的に施設の更新、改修等が行われるよう市町村等に技術的な助言等を行う。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等を対象とした各種会議等において、国交付金の活用の推奨や、維持管理・更新等に係る計画の策定を促す通知を発出する等、計画的な更新、改修等を促した。
<p>○ 新たなし尿処理施設の整備に際しては、地球温暖化対策への対応の観点から、資源の有効利用に配慮した施設の整備を促進する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等を対象とした各種会議等において、資源の有効利用に配慮した施設を整備するよう助言した。
<p>○ 大規模な災害発生時には、し尿処理が困難になることから、し尿処理の広域的な連携体制の構築等を促進する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて、し尿処理の広域的な連携体制を構築するよう通知した。
ウ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進について	
<p>○ 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽について、法定検査の受検率の向上を図るとともに、定期的な清掃の実施等適正な維持管理を促進する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政広報ラジオ等で浄化槽の定期的な清掃の実施を呼びかけるとともに、法第11条検査受検率向上策検討委員会に参加し、受検率の向上策について検討した。 ・福島県浄化槽設置整備事業実施要綱（個人設置型）において、法定検査の徹底を図るとともに、保守点検、清掃の結果を徴収するなどして維持管理の指導を行うよう明記している。
<p>○ し尿処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の監視指導を実施する。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物関係事務処理要領に基づき、一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、放流水の分析調査や施設の維持管理状況の確認を行った。

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
2 産業廃棄物の処理	
(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進	
ア 事業者の自主的な取組の推進	
○ 事業者自らの排出抑制や循環的利用の取組推進	(産業廃棄物課) ・多量排出事業者等への廃棄物処理計画策定と実施に対する指導 ・排出事業者の排出抑制や分別、再生利用等の取組促進
○ 排出事業者に対する排出抑制と再生利用に係る啓発、情報提供	(産業廃棄物課) ・毎年、県内の産業廃棄物処理の実態を調査し公表 ・事業者向け産業廃棄物処理業務実務担当者研修会の開催 研修会2回、延べ282人参加 (R1年度)
○ 排出抑制、再生利用等のための施設整備への支援	(産業廃棄物課) ・事業者の廃棄物排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備への補助金交付 H27～R2年度の補助事業の活用実績：6件
イ 再生利用等の推進	
○ 再生利用製品の使用促進	(環境共生課) ・「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の認定 ・認定製品のパンフレット作成や展示会開催 ・事業者の販売促進補助と製品使用市町村への補助 (技術管理課) ・認定製品を「環境にやさしいモデル工事推進事業」で積極使用
○ 再生処理施設等の情報提供と再生利用ルート形成・確保の支援	(産業廃棄物課) ・産業廃棄物処理業者の最新情報で検索システムを運用・管理
ウ 技術開発・研究の推進等	
○ 排出抑制やリサイクル技術の研究開発への支援	(産業廃棄物課) ・排出事業者のリサイクル施設等の技術開発の調査研究に対し、「うつくしまリサイクル施設等整備費補助金」を交付 H27～R1年度の補助事業の活用実績：6件 (産業振興課) ・排出事業者の排出抑制やリサイクル技術の研究開発に対し、「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」を交付
○ 福島県ハイテクプラザ等によるリサイクル技術等の研究開発及び技術指導等の支援	(産業創出課) ・県内事業者と共同で産業廃棄物の排出抑制や再生利用を図る技術開発を実施、成果の活用や普及啓発を実施

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
エ 産廃税制度の活用	
○ 産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の技術開発、設備導入等に係る施策の充実	(産業廃棄物課) ・産廃税を財源とした排出抑制、再生利用等推進事業の実施 ・補助金の対象者に排出事業者及び大学等を追加 ・排出量の多い汚泥や廃プラスチック類に係る調査・研究事業の補助率引上げ
○ 様々な施策の展開	(産業廃棄物課) ・各種施策を、①排出量の抑制、②リサイクル(物質循環)の推進、③処理施設の整備促進、④県民理解の促進、⑤適正処理の推進の5つの方針に沿って展開
(2) 産業廃棄物の適正処理の推進	
ア 適正処理の徹底	
○ 排出事業者・処理業者への立入検査等の監視指導強化	(産業廃棄物課) ・立入検査等により、産業廃棄物の適正処理を指導 立入検査 1,679件実施 (R1年度)
○ 排出事業者・処理業者に対する適正処理の啓発や意識の向上	(産業廃棄物課) 【再掲】 ・事業者向け産業廃棄物処理業務実務担当者研修会の開催 研修会2回、延べ282人参加 (R1年度)
○ マニフェスト制度による適正処理の推進と電子マニフェストの利用促進	(産業廃棄物課) ・立入検査時等にマニフェストの確認、記載等に係る指導 ・電子マニフェスト操作説明会開催
○ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用及び情報提供	(産業廃棄物課) ・認定制度を活用した優良な処理業者育成 ・認定制度のメリットと認定業者の周知
イ 不適正処理への対応	
○ 不法投棄監視員等による不法投棄監視体制と未然防止・早期発見のための体制整備	(産業廃棄物課) ・市町村毎の不法投棄監視員の配置 ・地域住民による監視体制づくりの事業に補助金交付 (R2年度実績) 不法投棄監視員の設置：51市町村に88名 適正処理指導員(警察OB)の設置：6地方振興局に各1名 監視カメラの設置、整備：138台 民間警備会社による監視委託：669回監視 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業：1事業主体
○ 原状回復と行政処分	(産業廃棄物課) ・原因者に対する原状回復指導 ・必要に応じて行政処分等の措置 行政処分件数 19件 (H27～R1年度実績)

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
ウ PCB、アスベスト等の処理困難な産業廃棄物の適正処理	
○ PCB処理計画に基づく適正処理の推進	(産業廃棄物課) ・工場・事業場への立入検査等を実施し、期限内の処理等指導
○ PCB廃棄物の保管及び処理指導	(産業廃棄物課) ・工場・事業場への立入検査等を実施し、期限内の処理等指導 【再掲】 PCB廃棄物の保管数量 (R1年度末) ○処理期限がR3年度末までのもの 高濃度の変圧器・コンデンサー等 887台、 油類 3,048kg ○処理期限がR4年度末までのもの 高濃度の安定器等 16,970台、汚染物等 3,397kg ○処理期限がR8年度末までのもの 低濃度の変圧器等 2,026台、汚染物等 1,696 t
○ PCB含有機器の処理の推進	(産業廃棄物課) ・R1年度から、事業者のPCB分析検査費用に補助金交付
○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進	(水・大気環境課) ・解体の届出や現場の立入、周辺環境の調査等 (産業廃棄物課) ・関係機関との合同パトロール等 立入検査 99件 (R1年度)
(3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備	
ア 処理施設の適切な整備	
○ 優良産業廃棄物処理業者認定等の取得推進	(産業廃棄物課) ・業者認定等を通じて適切な施設整備を推進
○ 安定的な廃棄物処理体制の確保	(産業廃棄物課) ・毎年、廃棄物実態調査により、県内における処理状況を把握 ・処理状況を基に将来予測、県内最終処分場残余容量等を確認

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
イ 処理施設への理解の推進	
○ 処理施設の安全性・適正な維持管理等に係る県民の理解促進	(産業廃棄物課) ・ 処理施設の立入検査 ・ 維持管理状況等の情報公開に係る指導
○ 設置事業者が行う県民理解を深めるための事業を支援	(産業廃棄物課) ・ 施設設置事業者の「うつくしまリサイクル施設等整備事業」に補助金交付 (H28～R1年度の補助金の活用実績：27件) 見学者用研修室、見学コース、展示パネル、場内案内板、事業紹介用DVD、ヘルメット、ジャンパー等の整備
ウ 低炭素社会への対応	
○ 熱回収可能な施設等、低炭素社会への対応促進	(産業廃棄物課) ・ 施設設置者に対して、廃棄物熱回収施設設置者認定制度を周知、利用勧奨
3 不法投棄防止	
(1) 普及・啓発	
○ 処理業者と排出事業者の指導	(産業廃棄物課) 【再掲】 ・ 事業者向け産業廃棄物処理業務実務担当者研修会の開催 研修会2回、延べ282人参加 (R1年度) ・ 電子マニフェスト操作説明会開催
○ 県民への啓発	(産業廃棄物課) ・ ラジオやテレビ、新聞、県のHPなどでの広告 ・ 街頭啓発

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
(2) 監視（抑止、早期発見）	
○ 不法投棄等の監視体制構築及び支援	<p>(産業廃棄物課) 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村毎の不法投棄監視員の配置 ・地域住民による監視体制づくりの事業に補助金交付 <p>(R2年度実績)</p> <p>不法投棄監視員の設置：51市町村に88名 適正処理指導員(警察OB)の設置：6地方振興局に各1名 監視カメラの設置、整備：138台 民間警備会社による監視委託：669回監視 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業：1事業主体</p>
○ 関係機関との連携推進	<p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、中核市、市町村、県警等と連携したパトロール ・県警察本部及び海上保安庁と連携したスカイパトロール <p>(H27～R1年度実績：22件)</p> <p>※R2年度は新型コロナの影響により未実施</p>
(3) 広域連携	
○ 広域的な不法投棄への対応	<p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム）などの広域連携組織において情報共有やパトロール等の共同事業を実施
(4) 原状回復指導	
○ 速やかな原状回復	<p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因者に対する責任の追求 ・行為者等に対して原状回復等を指導
4 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策	
<p>原発事故により身近な環境中に広く拡散した放射性物質を可能な限り回収・除去し、安全に管理していくために、処理施設確保のための取組への支援等、市町村や関係機関等と連携しながら適正な処理の促進に取り組んでいきます。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に国の循環型社会形成推進交付金等を適宜情報提供するとともに、平成29年度まで毎年廃棄物処理施設課題検討会を開催し、市町村等が抱える懸案事項を共有し、処理施設確保のための取組を支援した。 <p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に不安を持った避難区域の住民を対象に相談窓口を浪江町に設置し、現地での空間線量率の測定や関係機関の紹介等をした。 <p>H28.2～R2.2の相談対応件数：413件</p>

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
<p>処理施設の維持管理状況の情報公開や、処理施設設置者が行うリスクコミュニケーションに対する支援により、処理施設周辺住民の不安解消や理解促進に取り組んでいきます。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定一般廃棄物処理施設の設置者が測定した空間線量率や排ガス、排出水の放射性物質濃度の結果について、四半期毎に県HPに掲載し、処理施設周辺住民の不安解消や理解促進に取り組んだ。 <p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却等処理施設の設置者に対し、法に基づく進捗管理の公表について指導するとともに、うつくしまりサイクル施設等整備費補助金を活用し、処理施設設置事業者が処理施設に対する県民理解の促進のために行う取組を支援した。 <p>【再掲】(H28～R1年度の補助金の活用実績：27件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者用研修室、見学コース、展示パネル、場内案内板、事業紹介用DVD、ヘルメット、ジャンパー等の整備
<p>汚染廃棄物の処理をより安全かつ円滑に進めるためには、放射性物質の分離、濃縮、管理に関する更なる技術開発が求められていることから、国に対しその充実強化と早期の実用化を求めるとともに、県としても県内の状況を踏まえた研究に取り組んでいきます。</p>	<p>(環境共生課：環境創造センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEAからの助言を得ながら一般廃棄物焼却施設における放射性物質を含む廃棄物の適正処理推進検討事業を実施した。飛灰へのゼオライト混練により飛灰からの放射性セシウム溶出を抑制できることなど、放射性物質の管理に関する有益な研究成果が得られた。
<p>県内の多くの焼却施設において共通の課題となっている汚染された焼却灰の処理に関しては、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトにより研究を進めていきます。</p>	
<p>福島県環境創造センターにおいて、国立環境研究所、日本原子力研究開発機構等とも連携し、より安全で効果的な汚染廃棄物の処理技術の研究開発を行い、その成果を随時公開することにより、市町村等の処理施設での活用を促進します。</p>	<p>(環境共生課：環境創造センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所との共同研究を実施し、捕獲イノシシの現行の減容化方法をまとめ、その安全性を明らかにし、技術資料にまとめ公開した。 ・また、その他大学との共同研究において明らかにした焼却灰中放射性セシウム難溶化手法や埋め立て処分場モニタリング結果を学会等で発表した。
<p>汚染廃棄物の処理に関し、処理施設設置者等の関係者が連携しながら、それぞれが抱える課題について情報を共有し、その解決に向けた協議や処理技術等の紹介を行う「廃棄物処理施設課題検討会」事業を継続し、処理の促進を図ります。</p>	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度まで毎年度、左記の検討会を開催し、各施設で抱える懸案事項について情報交換し、市町村等が施設整備を円滑に進めるため、助言等を行った。

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
<p>産業廃棄物処理施設の周辺住民の放射性物質に対する不安感などから、汚染された産業廃棄物の処理が進まず保管が継続していることから、施設周辺の住民の不安払拭や理解の促進のため、産業廃棄物処理施設の排ガス、放流水や粉じんなどに含まれる放射能濃度検査の実施に取り組んでいきます。</p>	<p>(中間貯蔵施設等対策室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から、産業廃棄物処理施設の排ガス、放流水や粉じんなどに含まれる放射能濃度検査を実施し、住民の不安解消に取り組んだ。
<p>処理業者と公害防止等の協定を締結している市町村や住民団体等が、協定等に基づき各種モニタリングを実施する場合や類似の処理施設等の先進地調査を行う場合の経費を補助する等の支援に取り組んでいきます。</p>	<p>(中間貯蔵施設等対策室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質モニタリング <ul style="list-style-type: none"> 1 福島市:最終処分場放流水等 H25-29 2 西会津町:最終処分場放流水 H25-29 3 鮫川村:焼却施設排ガス等 H26-27、 焼却施設周辺河川水等 H28 4 富岡町:最終処分場地下水等 H28-29 ○先進地視察 <ul style="list-style-type: none"> 1 川内村:災害廃棄物の焼却施設の視察 H25 2 田村広域行政組合:水銀汚染廃棄物の最終処分への取組に関する視察 H27
<p>処理業者等が施設周辺の不安払拭のために放射線監視施設の設備を整備する場合の経費を補助する等の支援に取り組んでいきます。</p>	<p>(中間貯蔵施設等対策室)</p> <p>(放射線監視施設の設備の整備等件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H25:整備11件 ○H26:整備3件 ○H27:整備3件 ○H28:整備4件、校正4件 ○H29:整備7件、校正5件 ○H30:整備1件、校正4件 ○R1:整備1件、校正4件 ○R2:整備3件、校正2件
<p>原発事故による避難区域における廃棄物の処理に関する状況把握及び課題解決に向けた関係機関との連携</p>	<p>(中間貯蔵施設等対策室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関から汚染廃棄物の保管状況を収集し、汚染廃棄物の処理状況を確認 ・処理方法や処分先が定まらないものは、国に必要な対応を行うよう要請

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
5 特定の廃棄物に関する対策	
(1) 汚泥	
○ 適正処理の推進	<p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者に対しては性状に応じた処理が可能な許可業者へ委託するよう指導 ・受託する処理業者に対しては処理後物の品質が担保されるよう適正処理を指導 <p>(技術管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な処理の徹底及び汚泥を原材料としたエコ・リサイクル認定製品を使用促進
(2) がれき類	
○ アスベストの適正処理の推進	<p>(水・大気環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの安全対策に関するパンフレットの作成、定期的なテレビ、ラジオによる広報、解体工事の適正な実施及び事前調査や届出の必要性の周知 ・解体現場への立入調査や周辺環境の調査による廃棄物の適正処理の監視・指導【再掲】 <p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法、大気汚染防止法及び労働安全衛生法を所管する関係機関との合同パトロール等の実施【再掲】 <p>立入検査 99件 (R1年度)</p>
(3) ばいじん	
○ 再生利用の促進及び排出抑制の推進	<p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者に対して性状に応じた処理が可能な許可業者へ委託するよう指導 ・受託業者に対しては処理後物の品質が担保されるよう適正処理を指導
(4) その他	
ア 下水汚泥	
○ 適正処理の推進	<p>(下水道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト・セメント原料として有効利用 ・高濃度の放射性物質が検出された下水汚泥の適正保管 ・外部搬出が不可能となった汚泥の溶融炉による溶融処理
イ 家畜排せつ物	
○ 畜産農業から発生する家畜排せつ物の適正管理及び堆肥として有効利用の促進	<p>(環境保全農業課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく畜産農家への立入検査 ・「第3次福島県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(平成28年)」により、たい肥の活用を促進

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
ウ 食品廃棄物	
○ 食品廃棄物等を含めたバイオマスのカスケード利用の促進	(環境保全農業課) ・平成25年度から平成29年度に産業廃棄物税を活用し、川内村で食品廃棄物のリサイクルループモデル事業を行い、食品リサイクル研究会で実証及び協議・検討を実施 ・平成30年11月に策定した「福島県バイオマス活用推進計画」に基づき、食品廃棄物のリサイクルについて実証結果を提供
エ 水銀廃棄物	
○ 水銀廃棄物対策の推進	(水・大気環境課) ・定期的に立入調査（施設の使用状況確認や排出ガス中の水銀濃度測定等）を行い、適正に処理されているか監視・指導 ・大気汚染防止法の改正により、平成31年度から廃棄物焼却炉等が水銀に関する規制対象となり、設置時の事前の届出、排出基準の遵守等が義務化 (産業廃棄物課) ・水銀使用製品廃棄物等を保管している病院や学校等へ適正処理に関する通知 ・排出事業者向けのチラシにより水銀の取扱いを周知 ・処理業者の許可申請時に水銀廃棄物の取扱状況について適宜指導
オ P C B 廃棄物	
○ 高圧トランス等の高濃度 P C B 廃棄物の適正処理、適正保管	(産業廃棄物課) ・各地方振興局（いわきを除く。）に専門の指導員を11名配置し、高濃度 P C B 廃棄物の保管事業者等に立入検査等を実施 ・処理期限（R 4 年 3 月末又は R 5 年 3 月末）内に処分するよう指導 ・使用中の P C B 含有安定器等の適正保管等を指導
○ 低濃度 P C B 廃棄物及び微量 P C B 廃棄物の無害化処理認定施設を活用した処理の推進	(産業廃棄物課) ・R 9 年 3 月末までに無害化処理認定施設等で処分するよう指導 ・P C B 含有の有無等確認のための分析検査費用をR 1 年度から補助

現行計画における記載内容	これまでの取組状況
カ 感染性及び在宅医療廃棄物	
○ 感染性廃棄物の適正処理の推進	<p>(一般廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく、排出者や処理業者等の関係者に対する指導及び市町村への助言 ・「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等に基づき、廃棄物処理業者等が安定的に処理業務を継続するために必要な措置を実施するよう市町村等に促進 ・在宅医療により一般家庭から排出された廃棄物については、市町村等廃棄物担当課長会議等において、国の「在宅医療廃棄物処理に関する取組推進の手引き」を示し、一般廃棄物処理計画に位置づけするよう助言 <p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や処理業者への立入検査により適正処理を指導 ・廃棄物処理業務に関する新型コロナウイルス感染症対策が適切に行われるよう関係機関等に通知
6 県外廃棄物の取扱い	
○ 事前届出制度による県内物優先処理体制の確保	<p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産業廃棄物条例に基づく県外産業廃棄物処分受託届出制度の運用
○ 最終処分業者への県外物の搬入割合20%以下を目標とした事業者に対する指導	<p>(産業廃棄物課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、県外物の搬入割合を確認 R 1年度搬入割合：20.5% (H27～R 1年度県外物搬入割合：20.4～30.5%)